

佐久市・北佐久郡環境施設組合
クリーンセンター（ごみ焼却施設）
建設・運営事業 事業者選定基準書

平成 28 年 3 月 14 日

佐久市・北佐久郡環境施設組合

目 次

1 総則	1
2 民間事業者の選定方法	1
3 選定審査委員会の設置	1
4 民間事業者の選定に係る審査方法	3
4.1 資格審査	3
4.2 提案審査	3
5 非価格要素審査及び価格審査における点数化方法	5
5.1 非価格要素審査における点数化方法	5
5.2 価格審査の点数化方法	6
6 非価格要素審査の評価項目、評価ポイント及び配点	7

1 総則

佐久市・北佐久郡環境施設組合（以下「組合」という。）では、佐久市・北佐久郡環境施設組合クリーンセンター（ごみ焼却施設）建設・運営事業（以下「本事業」という。）を実施するに当たり、新クリーンセンター建設・運営事業者選定審査委員会（以下「選定審査委員会」という。）において、最も優れた入札参加者を選定するための審査方法を示した佐久市・北佐久郡環境施設組合クリーンセンター（ごみ焼却施設）建設・運営事業事業者選定基準（以下「本選定基準」という。）を入札説明書と一体のものとして定める。

2 民間事業者の選定方法

本事業は、クリーンセンター（ごみ焼却施設）の設計・施工及び運營業務を一括で民間に委託し、民間事業者の有する経営能力及び技術的能力の活用により、費用対効果の高い施設建設及び長期間にわたる効率的な施設運営を図ることによって、循環型社会の形成を推進することを目的とする。

そのため、本事業を実施する民間事業者の選定に当たっては、競争性、公平性及び透明性を確保するため、設計・施工及び運営に関する技術、事業遂行能力等、並びに入札価格を総合的に評価し、最優秀提案者を選定する「総合評価一般競争入札」により実施する。

なお、民間事業者の選定フローを図 2-1 に示す。

3 選定審査委員会の設置

組合は、民間事業者の選定に係る審査に当たり、選定審査委員会を設置する。

選定審査委員会は、学識経験者、組合組織市町職員及び組合職員で構成し、専門的、技術的見地から提案内容を検討し、評価した結果を組合に報告する。

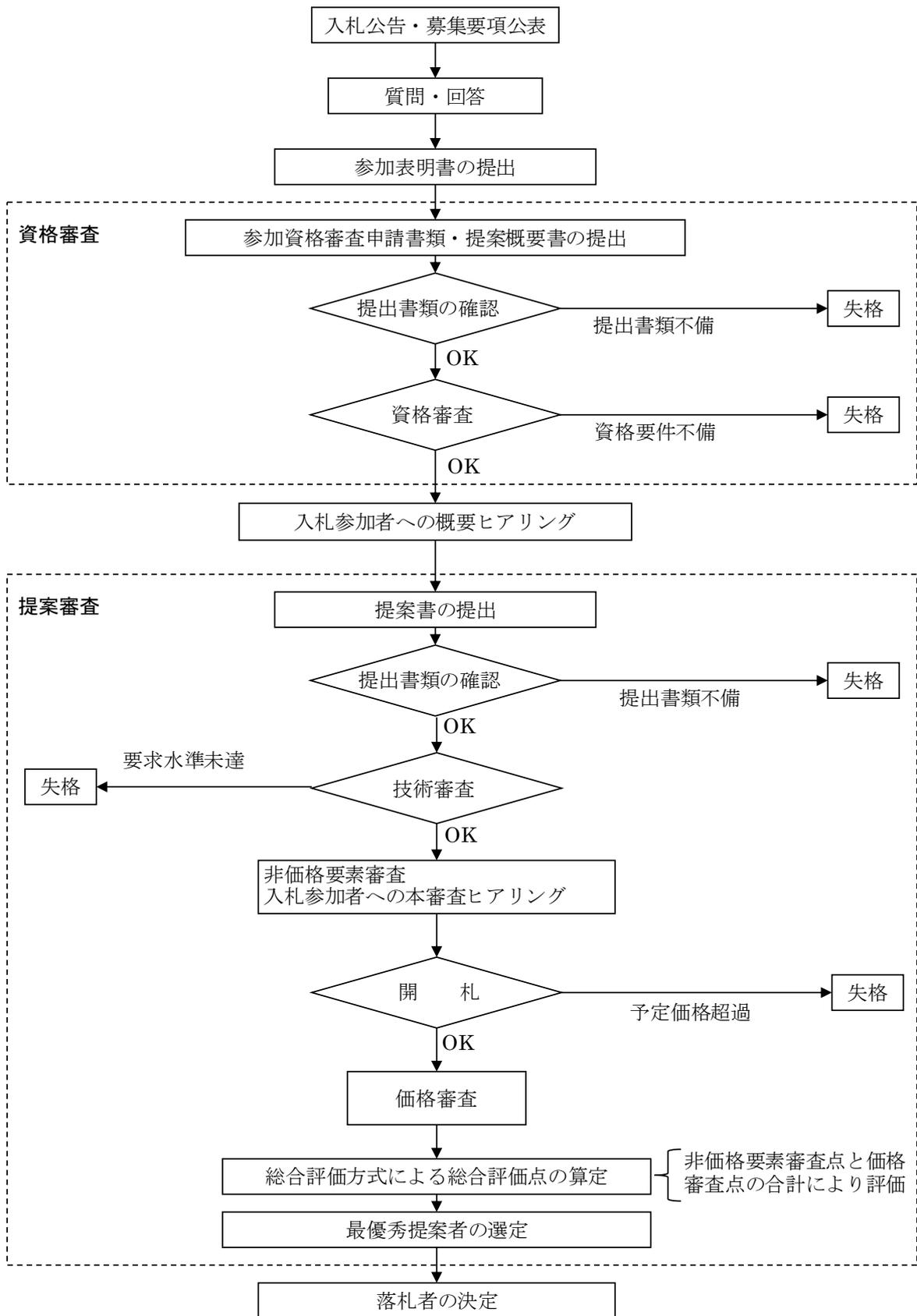


図 2-1 民間事業者の選定フロー

4 民間事業者の選定に係る審査方法

民間事業者の選定に係る審査は、第1段階における資格審査、第2段階における提案審査で構成する。

4.1 資格審査

組合において、参加希望者から提出された参加表明書及び参加資格審査申請書類について、入札説明書に示す参加資格要件を全て満たしていることを審査し、その結果を参加表明者に対し、通知する。

参加資格要件を全て満たしていることの審査は、入札説明書の「第4章4 資格審査（参加資格審査）」に示す方法により行い、参加資格要件を満たしていない場合は失格とする。

入札参加者に対し、提案概要書について選定審査委員会による概要ヒアリングを実施する。概要ヒアリングは、入札参加者との提案内容に対する対話を行い、入札参加者の要求水準書等に対する解釈の違いを解消し、要求水準未達を回避するとともに、入札参加者の創意工夫を必要に応じ採用し、本事業をよりよいものとするため実施する。

4.2 提案審査

選定審査委員会において、入札参加者から提出された提案書について、提出書類の確認、技術審査、本選定基準に基づき非価格要素審査及び価格審査を評価、点数化して総合評価する。

総合評価の結果、非価格要素における得点（以下「非価格要素審査点」という。）及び価格審査における得点（以下「価格審査点」という。）を合算した得点（以下「総合評価点」という。）が、最も高い入札参加者を最優秀提案者とする。

なお、総合評価点の最も高い入札参加者が2者以上あるときは、当該入札参加者にくじを引かせて最優秀提案者を選定する。

1) 提出書類の確認

入札参加者から提出された提案書について、確認した結果、提出書類に不備がある場合は失格とする。

2) 技術審査

入札参加者から提出された技術提案書について、要求水準書等に規定された性能要件を満足できるか、否か、事業計画書について、事業としての妥当性を有しているかの審査を行い、要求水準書等に示す基準を満たしていない場合は失格とする。

次に技術審査における視点を示す。

(1) 応募提案書類の審査

- ・必要な書類がそろっているか
- ・書類間で整合しているか

(2) 技術提案書及び要求水準書、事業計画書及び入札書の適合性

- ・要求水準を満たした技術提案がなされているか
- ・事業計画書と入札書が整合しているか
- ・要求水準及び協定・契約条件を遵守しているか
- ・事業計画書の運営・維持管理コストや収益等が妥当か

3) 非価格要素審査

非価格要素提案書、技術提案書及び事業計画書の提案内容について、設計・施工計画、運営計画及び事業計画の各審査項目について評価し、点数化する。

なお、審査に当たり、入札参加者へのヒアリングを実施する予定である。

4) 価格審査

入札書に記載された金額が予定価格の範囲内であること、及び事業計画書と入札書が整合していることの確認を行い、入札価格を点数化する。

なお、予定価格を上回った入札参加者は失格とする。

5) 総合評価（最優秀提案者の選定）

3) の非価格要素審査点と、4) の価格審査点を加えて、総合評価点を算出し、最優秀提案者を選定する。

$$\text{総合評価点} = \text{非価格要素審査点} + \text{価格審査点}$$

5 非価格要素審査及び価格審査における点数化方法

5.1 非価格要素審査における点数化方法

非価格要素審査点の配点は 60 点とし、50 点に換算する。次に示す各評価項目の得点の合算を非価格要素審査点とする。評価項目、評価項目ごとの配点、採点基準を次に示す。

1) 評価項目と配点

評価項目及び配点は表 5-1 のとおりとする。

表 5-1 評価項目及び配点

評価項目 (大項目)	評価項目 (中項目)	配点
1 設計・施工計画に関する事項	(1) 施設の安定稼働	7
	(2) 環境負荷の低減・循環型社会への貢献	12
	(3) 配置・動線計画	1
	(4) 周辺環境との調和	3
	(5) 施工計画	3
	(6) 環境学習・啓発施設	1
	(7) 地域への貢献	3
2 運営計画に関する事項	(1) 受付・受入管理計画	3
	(2) 運転・維持管理計画	8
	(3) 情報・環境管理計画	6
	(4) 関連業務	4
	(5) 地域への貢献	5
3 事業計画に関する事項	(1) 事業の安定性	2
	(2) リスク管理と対応策	2
1～3 の合計		60

50 点の換算方法は、次のとおりとする。

$$\text{非価格要素点審査点} = \frac{\text{獲得点数}}{60 \text{ 点}} \times 50 \text{ 点}$$

2) 評価項目の採点基準

各評価項目において表 5-2 に示す 5 段階により評価、点数化する。なお、非価格要素審査点は小数第三位を四捨五入した値とする。

表 5-2 評価、評価内容及び採点の算出方法

評 価	評価内容	採点の算出方法
A	特に優れている	配点 × 100%
B	A と C の中間	配点 × 75%
C	優れている	配点 × 50%
D	C と E の中間	配点 × 25%
E	要求水準を満たす程度	配点 × 0%

5.2 価格審査の点数化方法

価格審査点の配点は 50 点とする。価格審査における価格審査点は次式によって算定する。なお、価格審査点は、小数第三位を四捨五入した値とする。

$$\text{価格審査点} = \frac{\text{最低入札価格}}{\text{入札価格}} \times 50 \text{ 点}$$

6 非価格要素審査の評価項目、評価ポイント及び配点

表 5-3 評価項目、評価ポイント及び配点

評価項目		評価ポイント	配点		様式
1 設計・施工計画に関する事項			30		
(1) 施設の安定稼働	① ごみ量、ごみ質変動への対応	・ごみ量、ごみ質の変動に対して安定的かつ効率的なごみ処理及び発電を行うための施設上の工夫について優れた提案がなされているか。	3	7	第13号-1
	② 長期使用可能な施設建設	・30年間以上の長期使用を可能にするための施設建設上の工夫について優れた提案がなされているか。	2		第13号-2
	③ 施設の強靱化	・災害時の施設強靱化(耐震、炉の立下げ・立上げ等)、避難ルートの施設上の工夫について優れた提案がなされているか。	2		第13号-3
(2) 環境負荷の低減・循環型社会への貢献	① 組合財政負担の低減	・適切な売電を確保し、組合の財政負担を低減させる工夫について優れた提案がなされているか。	3	12	第13号-4
	② 公害防止対策	・工事中の公害(大気質、騒音、振動、低周波音等)に対して設備、施設上の工夫及び対策について優れた提案がなされているか。	1		第13号-5
	③ 悪臭対策	・悪臭に対して設備、施設上の工夫及び対策について優れた提案がなされているか。	1		第13号-6
	④ 温室効果ガス(CO ₂)の低減	・用役使用量の低減策、効率的な発電を行える設備上の工夫について優れた提案がなされているか。	2		第13号-7
	⑤ 焼却残さ量の低減	・焼却残さ発生量について優れた提案がなされているか。	2		第13号-8
	⑥ 焼却残さ処分委託先の確保	・提案される灰の資源化委託先、最終処分委託先について適切な提案がなされているか。	3		第13号-9
(3) 配置・動線計画	① 安全設計	・施設稼働時における従業員の労働災害低減、搬入者や見学者等の安全確保の施設上の工夫について優れた提案がなされているか。	1	1	第13号-10
(4) 周辺環境との調和	① 周辺環境、景観に配慮した意匠計画	・施設の外観デザイン、外周部の緑化等隣接するスキー場の利用者及び周辺住民が受け入れてくれる周辺環境との調和に配慮した意匠上の工夫について優れた提案がなされているか。	3	3	第13号-11
(5) 施工計画	① 工事管理体制	・施設建設工事に当たり、工程遵守、作業体制・労働者の安全確保及び周辺環境への配慮について優れた提案がなされているか。	1	3	第13号-12
	② 環境モニタリング	・工事中において民間事業者が実施する環境モニタリングの具体的な実施内容及び開示方法について優れた提案がなされているか。	1		第13号-13
	③ 情報管理計画	・民間事業者が管理する各種情報に係る組合との共有及び管理方法について優れた提案がなされているか。	1		第13号-14
(6) 環境学習・啓発施設	① 環境学習支援	・見学ルート、啓発設備等施設上の工夫について優れた提案がなされているか。	1	1	第13号-15
(7) 地域への貢献	① 地元企業の活用	・設計・施工時における地元企業(組合組織市町内)の活用について優れた提案がなされているか。	2	3	第13号-16
	② 地域社会への貢献	・設計・施工時における地元支援及び協働(組合組織市町)について優れた提案がなされているか。	1		第13号-17

評価項目		評価ポイント	配点		様式
2 運営計画に関する事項			26		
(1) 受付・受入管理計画	① 安定処理（ごみ量、ごみ質変動以外）	・安定処理を行う上での、効率的かつ円滑な受付・受入業務（体制、人員配置等）に関する運営計画上の工夫について優れた提案がなされているか。	3	3	第13号-18
(2) 運転・維持管理計画	① 安全な運転計画	・運転、点検、補修工事における従業員及び作業員の安全確保、搬入者や見学者等の安全確保等運営時の人災低減のための方策について優れた提案がなされているか。	1	8	第13号-19
	② ごみ量、ごみ質変動への対応	・ごみ量、ごみ質の変動に対して安定的かつ効率的なごみ処理及び発電を行うための運転の方法について優れた提案がなされているか。	3		第13号-20
	③ 長期使用可能な施設運営	・30年間以上の長期使用を可能にするための施設運転、維持管理方法について優れた提案がなされているか。	2		第13号-21
	④ 事業期間終了時の対応	・事業期間終了後も10年間以上施設を使用するため施設運営引継ぎ時における組合支援策について優れた提案がなされているか。	2		第13号-22
(3) 情報・環境管理計画	① 環境モニタリング	・施設稼働中において民間事業者が実施する環境モニタリングの具体的な実施内容及び開示方法について優れた提案がなされているか。	1	6	第13号-23
	② 情報管理計画	・民間事業者が管理する各種情報に係る組合との共有及び管理方法について優れた提案がなされているか。	1		第13号-24
	③ 公害防止対策	・施設稼働中の公害（大気質、騒音、振動、低周波音等）対策について優れた提案がなされているか。	3		第13号-25
	④ 悪臭対策	・悪臭に対する運営上の工夫について優れた提案がなされているか。	1		第13号-26
(4) 関連業務	① 運営時の災害対策	・事業期間中の災害時の対応においてごみ処理の継続、従業員及び来場者の安全確保のための運営上の工夫について優れた提案がなされているか。	2	4	第13号-27
	② 温室効果ガス（CO ₂ ）の低減	・用役使用量の低減策、効率的な発電を行える運転上の工夫について優れた提案がなされているか。	1		第13号-28
	③ 環境学習支援	・組合の見学者対応に係る支援方法について優れた提案がなされているか。	1		第13号-29
(5) 地域への貢献	① 地元企業の活用	・運営時における地元企業（組合組織市町内）の活用について優れた提案がなされているか。	2	5	第13号-30
	② 地域住民の雇用促進	・運営時における地元雇用（組合組織市町）の活用について優れた提案がなされているか。	2		第13号-31
	③ 地域社会への貢献	・運営時における地元支援及び協働（組合組織市町）について優れた提案がなされているか。	1		第13号-32
3 事業計画に関する事項			4		
(1) 事業の安定性	① 事業の安定性	・安定した事業収支計画が提案されているか。 ・事業の安定化を図るための工夫について優れた提案がなされているか。	2	2	第13号-33 第13号-34
(2) リスク管理と対応策	① リスク管理と対応策	・事業を継続するためのリスク評価、対策及び監視について優れた提案がなされているか。	2	2	第13号-35
1～3合計			60	60	
1～3合計を50点に換算			50		
4 入札価格に関する事項			50		
合計			100		